

市長コラム
しんげの一言メッセージ

全国市長会 社会文教委員長として

私は、このお役を3年前からいただき、政府、特に厚生労働省や文部科学省に対し、全国815の市区長の意見を代表して提言や要請を行っております。全国市長会の現会長は、福島県相馬市の立谷市長です。現役の医師で、今回のコロナ禍において市町村がワクチン接種事業を円滑に進められるよう、厚生労働省のワクチン担当者を指導し、予診票の修正をはじめ、さまざまな面でリーダーシップを発揮されました。

その会長のもと社会文教委員長として、政府に対してこれまで、新型コロナ対策事業のほか、例えば幼児教育・保育の無償化、小中学校の教室へのエアコン導入、トイレ改修、校舎大規模改修などへの予算アップ、そして児童生徒一人一台タブレットの導入（GIGAスクール構想）などについて要請、提言してまいりました。

最新の動きとしては、こども家庭庁の設立についての諸課題や、部活動の地域移行について委員会所属の各市区長の意見をまとめ、こども家庭庁設立準備室長や、スポーツ庁の室伏長官と直接意見交換を行いました。

さて、こども家庭庁は、保育や児童の権利擁護など、

子どもの健やかな成長を促し守る事業を一元化して実施する省庁として誕生します。現実の社会における子どもを取り巻く環境は、貧困や児童虐待の多発など決して良いとは言えません。

本市でも幼児が亡くなる痛ましい事件が本年1月に起きてしまいました。事件に関する第1回検証委員会が7月7日に開催され、本年度内に報告書をまとめていただき公表する予定です。私自身、何とかお子さんを救えなかったかと、今も悔しい思いです。検証委員会の結論を待って、また待たずして、それぞれなすべきことがあります。また虐待を受けているかも知れない子どもの状態を行政が把握することの困難やジレンマも身をもって感じています。

真に子どもの権利を守るためには、虐待を未然に防ぐためのさまざまな手立てが必要です。それには親子の密室化を避けるために地域社会や行政が果たすべき役割の強化とともに、例えば親権のあり方など、社会制度自体の見直しも必要ではないかと考えます。

社会文教委員長の任期は慣例で4年。あと1年のお役を精一杯努めてまいります。

本庄市長 吉田信解

ルールを守って正しいごみ出しを

★環境推進課 ☎ 25-1172

収集日や時間などルールを守らないで出されたごみにより、収集所が汚され、周辺や自治会等、管理する方の迷惑となっています。

可燃ごみや不燃ごみは、それぞれ認定袋に入れて、お住まいの地域（自治会別）で決められた日に、決められた収集所へ出ししましょう。なお、認定袋に入らないごみは粗大ごみです。粗大ごみは収集所には出せません。小山川クリーンセンターに自己搬入するか、市のリクエスト収集をご利用ください。

また、ごみの散乱や収集もれを防ぐため、本庄地域は午前8時30分、児玉地域は午前8時までに出してください。



便利な「ごみ分別アプリ」
無料配信中です！

アプリの主な機能紹介

- ごみ分別辞典・・・ごみの分別、出し方、注意点を確認できます。
- ごみの出し方・・・ごみの種類ごとに出し方を確認できます。
- カレンダー・・・収集日を週ごと、月ごとに確認できます。
- アラート設定・・・収集日を指定した日時にお知らせします。
- よくある質問・・・Q&A形式で、よくある質問を確認できます。
- お知らせ・・・市からのお知らせを確認できます。



アプリのインストールはこちらから



Android版



iOS版

お知らせ

戦没者のご冥福と恒久平和を祈る黙とうを

「原爆投下の日」、「終戦の日」は戦没者を追悼し、平和を祈念する日です。先の大戦において亡くなられた、すべての方々のご冥福と、恒久平和の確立を願い、黙とうをお願いします。

○広島原爆投下の日

8月6日(出) 午前8時15分

○長崎原爆投下の日

8月9日(火) 午前11時2分

○終戦の日

8月15日(月) 正午

★秘書課 ☎ 25-1154

戦没者等のご遺族の皆さんへ
第11回特別弔慰金の請求手続きはお済みですか

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日時点で、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）

がない場合、次の順番による先順位のご遺族1名に、特別弔慰金が支給されます。前回まで請求されていた方が亡くなられている場合は、お早めにご相談ください。

支給対象者

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を得た方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があること等の要件により、順番が入り替わります。
(4) (1) (3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給額 額面25万円、5年償還の記名国債

申込 令和5年3月31日までに直接地域福祉課（市役所1階）または支所市民福祉課（アスパピアこだま1階）へ

★地域福祉課 ☎ 25-1127

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスパピアこだま	8月7日(日) 9月4日(日)	午前9時~11時	ハートtoハート(佐久間さんち) ☎22-9300
市役所	8月21日(日)	午前9時~午後1時	佐久間さんち☎22-9300
本庄南公民館 ※布類回収も実施	8月はお休みです。		ポノポノ☎23-2195
就労継続支援B型事業所 「佐久間さんち」(本庄高校北側)	随時受付		

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

■令和4年5月分のごみの量（可燃・不燃・有害・粗大）
家庭系ごみ排出量 1,904.49t 1人1日当たりのごみ排出量 約791g 前年同月比 +28g (+3.7%)
事業系ごみ排出量 687.19t 1人1日当たりのごみ排出量 約286g 前年同月比 -5g (-1.7%)
埼玉県内の平均に比べ、家庭系のごみの排出量は多い状況にあります。生ごみの水切りや資源物の分別に加えて、家庭での食品ロス対策等を実践するなど、ごみの減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。
※埼玉県内の1人1日当たりのごみ排出量は家庭系ごみが528g、事業系ごみが201g（令和元年度実績）

生前整理・遺品整理・不用品回収

女性スタッフもいるから安心 ♪

見積無料

リユース・リサイクル品あればお値引き可!

建物解体前の残置物処分
即日対応いたします

株式会社 羽賀商店 埼玉県本庄市栄3丁目1-25
0495-21-3477

一般廃棄物収集運搬業許可業者（美里町・伊勢崎市）
産業廃棄物収集運搬業許可業者（埼玉・群馬・東京）

しののめ信用金庫

本庄支店 本庄市駅南1-13-10 TEL:0495-21-2222